

# 福祉パルたまボランティアコーナーのロッカー利用規約

1. 目的 多摩区社会福祉協議会（以下「区社協」）がロッカーを用意し、福祉パルたまを拠点に活動する当事者グループまたはボランティアグループに対し、1団体・1グループごとに1個のロッカーを貸出することで、毎回の活動ごとに運び込むのが困難な資材を留め置き出来るようにし、活動の支援をすることを目的とする。
2. 利用対象 福祉パルたまを拠点に活動する当事者グループまたはボランティアグループを対象とし、個人での利用は不可とする。
3. 利用申請および許可 このロッカーの利用を希望する団体・グループは区社協へ所定の様式により申請し、許可を得てから利用できるものとする。申請は年1回期間を設けて受付するものとし、更新の申請も可とする。応募多数の場合には抽選とする。
4. 利用期間 利用期間は1年間（4月1日～3月31日）とする。
5. 管理 ロッカーダイヤルキーの暗証番号は利用団体・グループにて管理するものとする。また故意によるロッカーの破損については、利用団体・グループに対し区社協が原則実費で弁償額を請求できるものとする。またロッカー内に収納されている物品等の紛失について区社協は一切の責任を負わないものとする。
6. 利用心得 利用団体・グループは利用するロッカーの整理整頓、危険防止、衛生等に十分配慮し、利用については開館時間内に限るものとする。また、ロッカーの又貸しを禁止する。
7. 費用 無料
8. その他 保管するのにふさわしくないと区社協が判断するものは本会によりロッカーを開閉し、撤去することが出来るものとする。  
また、利用を更新せず、利用を終了する場合は、利用期間を満了する日までに保管物を全て取り出し、現状復帰を行うものとする。
9. 施行日 この規約は令和7年4月1日から施行する。